改正後	改正前
（評価研究官の職務） **第十八条**　評価研究官は、命を受けて、国土技術政策総合研究所の行う研究評価に係る調査及び研究並びに研究評価の研究計画への反映に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	**第十八条**　削除

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十四号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十九条第二項の規定に基づき、国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令

国土交通大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任教官及び教官） **第四条**　国土交通大学校に、主任教官三人以内及び教官十七人以内を置く。 ２・３　（略）	（主任教官及び教官） **第四条**　国土交通大学校に、主任教官三人以内及び教官十八人以内を置く。 ２・３　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十五号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千百八人以内を置く。 ２　（略）	（建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千百七人以内を置く。 ２　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十六号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六条第三項及び第三十七条第三項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十六条第二項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～十九　（略） 二十　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 二十一～四十三　（略） ２　（略） （所掌事務） **第百二十二条**　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～四十　（略） 四十一　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 四十二　（略）	（所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～十九　（略） 二十　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 二十一～四十三　（略） ２　（略） （所掌事務） **第百二十二条**　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～四十　（略） 四十一　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 四十二　（略）